

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）					
地区名	主要地方道武豊小鈴谷線 <small>たけとよこすがやせん</small>					
事業箇所	知多郡武豊町字嶋田地内 <small>ちたぐんたけとよちょうあざしまだ</small>					
事業のあらまし	<p>本路線は、武豊町から常滑市へ至る知多半島中部の東西を結ぶ補助幹線道路である。</p> <p>当該区間は、衣浦小学校の通学路となっているが、歩道がないため、大変危険な状態となっているおり、学校関係者やPTAからの歩道整備要望も多い。</p> <p>このことから、本事業は歩道を設置することにより、危険通学路の解消及び歩行者等の安全確保を図ったものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>①危険通学路の解消</p> <p>②歩行者等の安全確保</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	0.6億円		■工事費0.5億円、口用補費0.0億円、■その他0.1億円			
事業期間	採択年度	2013年度	着工年度	2013年度	完成年度	2016年度
事業内容	歩道設置 L=250m W=10.0m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>歩道設置により歩行者等と車両の通行が分離され、歩行者等の安全が確保された。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>本事業の実施により、通学児童の安全な通行が確保され、事業目標は十分に達成している。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特になし。					